商店街グレードアップ資金

1　目　的

商店街を活性化するため商店街振興組合などの商店街団体が、商店街近代化事業を実施する場合、所要金額の８０％以内で１億５０００万円を限度として融資する。

☆　商店街近代化事業とは、商店街の美化施設、アーケード、噴水広場、駐車場、街路灯、ロードヒーティングなどの公益的な施設を整備する事業をいう（設備総合資金３－Ｖ「高度化事業」の説明を参照。）。

2　資金構成

小樽市負担	金融機関負担
1.500/3.175	1.675/3.175

3　融資対象

小樽市内の商店街を形成する団体であって、取扱要綱の別表「中小企業等の範囲」中②中小企業団体又は③その他の商店街団体

4　融資条件

資金使途	事業に供する土地購入資金、建物建設資金、機械設備資金、事業に伴う設計料
融資限度額	１億５０００万円
融資利率	１．９％
融資期間	１５年以内（うち据置１年以内）
償還方法	原則として月賦償還とする。
信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。
連帯保証人 及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。

5　取扱金融機関

（1）　北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫
（小樽市内の各支店に限る。）

（2）　商工組合中央金庫札幌支店